

平成29年度 長崎県看護協会看護研究助成金事業要領

1. 目 的

看護職員の資質の向上に関する事業の一環として位置づけ、看護研究のレベルアップを図り、看護の質を高めるために、会員の研究活動を支援する。

2. 対象及び条件

- 1) 長崎県看護協会の会員で、会員歴3年以上の者とする。
- 2) 研究は個人又は共同研究とし、他の助成金を受けてないものとする。なお、共同研究は異なる施設のものでもよい。
- 3) 研究領域は、臨床看護、地域看護、看護教育、看護管理等に関する研究とする。
- 4) 申請する看護研究については、所属する施設の倫理委員会の承認を得ていること。倫理委員会が設置されていない場合は、長崎県看護協会倫理委員会において審査を受けること。
- 5) 研究期間は、原則として当該年度の1年間とする。ただし2年度にまたがるときは、(申請様式6号)より、中間実績の報告をしなければならない。又、研究期間延長申請書(申請様式7号)を会長宛に提出しなければならない。
- 6) 看護研究の内容の変更(中止・廃止含む)をしようとする場合は、研究計画変更申請書(申請様式7号)を速やかに会長に提出し承認を得なければならない。その場合は、原則助成金の一部又は全額を返却しなければならない。

3. 助成額と使途

- 1) 助成額は、1件当たり20万円を限度とし、年間2件とする。
- 2) 助成金の使途は、直接研究に関わる経費のみとする。
 - (1) 需要費：研究に必要な消耗品を購入するための経費
 - (2) 報償費：研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集、データ入力等)をする者にかかる謝金
 - (3) 旅 費：研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の出張(資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等)のための経費(交通費及び宿泊費)
 - (4) 役務費：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等
 - (5) その他：研究の打合せ費(会場借料費等)、レンタル料(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、研究成果発表費用(学会誌投稿料等)

4. 応募・申請

- 1) 募集方法：県協会より各施設に通知する。
- 2) 応募期間：平成29年5月1日～7月31日までに郵送にて必着とする。
- 3) 応募書類：①看護研究助成金交付申請書(申請様式1号)
②看護研究計画書(申請様式2号)
- 4) 申 請：助成金を申請しようとする者は、応募期間内に所定の申請書を会長宛に提出する。

5. 審査・決定

- 1) 提出された申請書について、長崎県看護協会研究助成金事業審査委員会で選考基準に基づき、審査・決定する。

- 2) 審査委員は、会長、副会長 2 人、臨床管理者 1 人、看護教育者 1 人他会長が指名する者とする。
- 3) 審査基準は以下事項を総合的に勘案して審査する。

- ①本協会の公益目的事業との適合性
- ②看護実践への応用の可能性
- ③学術的価値
- ④調査研究の遂行能力

6. 決定通知

採択の決定は、応募期間終了後 1 か月以内に申請者に郵送にて通知する。

7. 助成金の交付

- 1) 「研究助成金請求書」(申請様式 3 号)に、必要事項を記載し期日までに協会に送付する。
- 2) 協会から助成金を受領後、「研究助成金領収書」(申請様式 4 号)に必要事項を記載し期日までに協会に返送する。

8. 研究報告

- 1) 助成決定後は、研究計画書に基づき研究を実施し、研究完了後に「研究報告書」(申請様式 5 号)、「研究助成金会計報告書」(申請様式 6 号)を、原則当該年度 3 月 31 日までに会長宛に提出する
- 2) 研究成果は、原則当該年度に本協会が開催する学会学術集会及び看護系の学会において発表(口頭・示説)し、「長崎県看護学会誌 JNSN」に投稿しなければならない。発表が次年度にまたがる場合は、会長宛に中間報告(申請様式 6 号)をするものとする。なお、発表時は、長崎県看護協会看護研究助成金を受けたことを明示する。

9. その他

- 1) 提出された書類等は返却しない。

附則 この要領は平成 23 年 7 月 1 日から施行する
この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する